



住宅の敷地は税金が軽減されます

土地の固定資産税・都市計画税

住宅やアパートなどの敷地として利用している土地は、特例措置が適用となり、税額が軽減される場合があります。土地や家屋の利用状況に変更があったときは連絡してください。

問い合わせ 資産税課（市庁舎2階、☎65・4122）

固定資産税・都市計画税は、評価額を基に算出した課税標準額に、税率（固定資産税1・4%、都市計画税0・3%）を乗じて算定しています。

住宅用地に対する課税標準の特例

毎年1月1日の賦課期日において、既に住宅やアパートなど（以下、「住宅」）が建っている敷地は、土地にかかる税額が軽減されます。このため、住宅を建築中または、建築予定の土地は対象になりません。ただし、既存の住宅に代わる

住宅用地とは

住宅と、その住宅に付属する庭や家用駐車場を、段差や仕切りなどがなく、一体として利用している敷地は、庭と駐車場も含めて住宅用地と認定されます。（図）

図 敷地面積300平方メートルの1戸建て住宅の場合
200平方メートル分は小規模住宅用地となり、残り100平方メートル分は一般住宅用地となります。

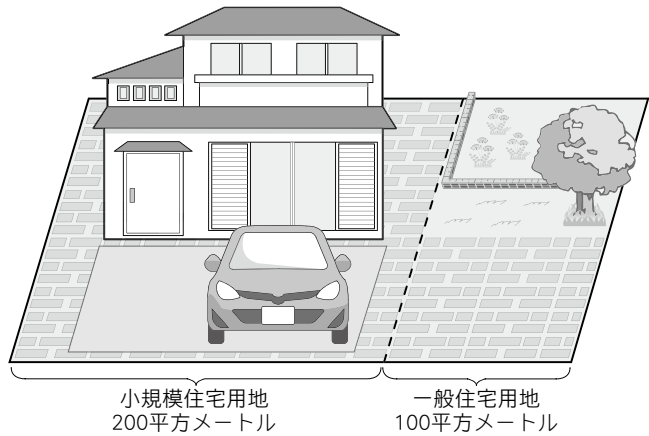


表1 住宅用地に対する課税標準の特例と税率

住宅用地の区分	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地 （住宅1戸当たり 200平方メートルまで）	課税標準額 評価額の6分の1	課税標準額 評価額の3分の1
一般住宅用地 （住宅1戸当たり200平方メートルを超える部分）	課税標準額 評価額の3分の1	課税標準額 評価額の3分の2
	税率 1.4%	税率 0.3%

表2 固定資産税・都市計画税相当額の計算例
（上図を例に評価額を360万円と仮定した場合）

評価額	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地分 200平方メートル =240万円	課税標準額 240万円×1/6 =40万円…A	課税標準額 240万円×1/3 =80万円…B
一般住宅用地分 100平方メートル =120万円	課税標準額 120万円×1/3 =40万円…C	課税標準額 120万円×2/3 =80万円…D
合計 360万円	税額 (A+C)×1.4% =1万200円	税額 (B+D)×0.3% =4800円

住宅用地の種類

住宅用地は面積に応じて、小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて特例措置が適用されます（表1・2）。ただし、住宅用地の面積の上限は住宅の床面積の10倍までです。

住宅用地に認定されない事例

住宅に隣接していても、塀やフェンスなどで仕切られ、住宅と直接行き来できない土地は認定されません。この他にも、住宅と一体として利用している敷地内に事業用の敷地が存在する場合や、住宅の使い方を店舗や事務所などに変更した場合などは、住宅用地に該当しないことがあります。

使い方が変わった場合は連絡を

土地や家屋の利用状況が変わった場合は、資産税課へ連絡してください。また、現地調査などで住宅以外に使われていると思われる家屋を把握した場合、所有者に利用状況を確認することがありますので調査への協力をお願いします。



ひとり親家庭を支援

相談窓口・各種支援制度

市では、ひとり親家庭に対する相談窓口や、自立を支援するための各種支援制度を用意しています。

問い合わせ こども課（市庁舎3階、☎65・4160）

相談窓口を 利用してください



相談窓口 こども課

受付日時 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）、9時15分～17時30分（事前に電話で予約）

※相談窓口に来られない場合は、メール相談（☐one_step@city.obihiro.hokkaido.jp）も可能。

母子家庭等就業・自立支援センターをご存知ですか
母子家庭等就業・自立支援センターでは、ひとり親などに対し、就業に関する相談、技能習得、就業情報提供に至るまで、一貫した就労支援サービスを提供します。

○生活費や子どもの進学費用など、お金の相談 など
○資格取得や就業など、自立のための相談
○養育費や面会交流、財産分与などの離婚前後の相談
○生活費や子どもの進学費用など、お金の相談 など
場所 グリーンプラザ（公園東町3、☎20・7751）

「ワンステップサポートブック」を配布しています

離婚を検討している人や、未婚でひとり親になる人に役立つ情報、ひとり親家庭などへの各種支援・制度を紹介した「ワンステップサポートブック」を、こども課窓口で配布しています。市ホームページから、ダウンロードも可能です。

離婚後に 役立つ情報を掲載

- ・離婚調停や公正証書
- ・児童扶養手当
- ・各種相談窓口 など



帯広市 ワンステップ 検索

各種支援制度

各種支援制度を利用する際は、右記相談窓口への事前の相談が必要です。



① 自立支援教育訓練給付金事業

適職に就くために必要な教育訓練として、指定講座を受講し、修了した場合、受講費用の一部を支給。
対象講座 医療事務や介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修など

② 高等職業訓練促進給付金等事業

経済的自立に効果的な資格を取得するため、養成機関で修業する場合、修業期間の生活の負担を軽減するために、給付金を支給。
対象資格 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、調理師、歯科衛生士など

③ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校卒業程度認定試験合格のために対象講座を受講した場合、受講修了時と試験合格時に受講費用の一部を支給。
対象者 ひとり親家庭の親またはその子ども

④ ひとり親家庭等日常生活支援事業

一時的に生活や子育ての支援が必要な場合などに、家庭生活支援員がひとり親家庭などを支援。
利用可能な理由 就職活動や技能習得のための通学、病気、冠婚葬祭など